

2019年度 札幌市吹付けアスベスト対策補助制度のご案内

アスベスト調査を **無料** で受けられます！

調査者を派遣し、吹付け建材のアスベスト含有の有無を無料でお調べします。→P1

吹付けアスベスト等
除去等工事を **120** 万円（限度額）補助します！

吹付けアスベスト等（綿状のもの）の除去、封じ込め等にかかる費用の一部（対象工事費の2/3）を補助します。
→P2～3

申込み期間

2019年5月13日（月）から2019年12月6日（金）

※除去等工事については、2020年3月17日（火）までに完了報告を行ってください。

お問い合わせ・お申込み



札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課

電話 011-211-2867

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎2階

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/sien/asbestos.html>



さっぽろ市
02-M03-19-404
31-2-344

調査者派遣

●申し込みできる方

- 対象建築物を所有する者（団体にあっては代表者。区分所有建築物の専有部分の場合は区分所有者、共用部分の場合は管理組合）
- 市税を滞納していない者
- 暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者
※国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体は対象になりません

●対象建築物

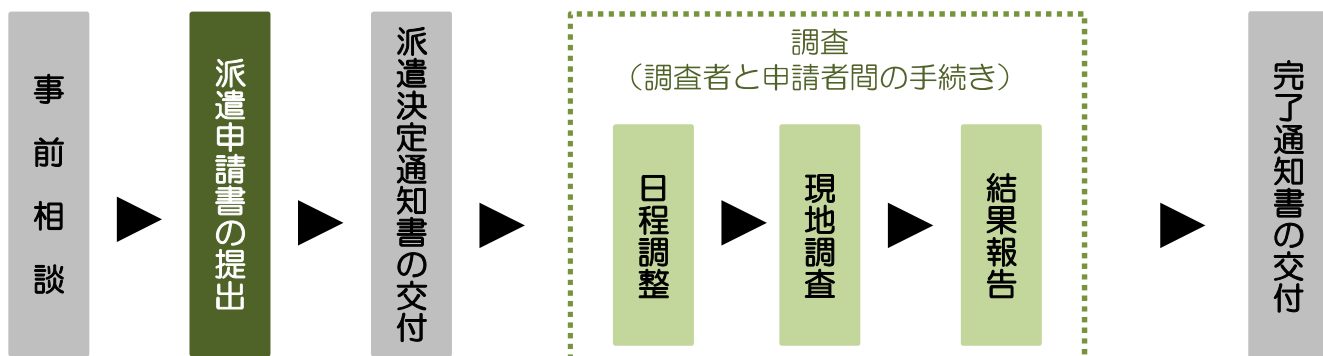
- 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの
- 札幌市アスベスト調査台帳に記載されているもの
- 建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
※分析調査に関し、他の補助を受けているものは対象になりません
※札幌市アスベスト調査台帳に記載がないものについては、派遣申請時に調査票を提出することにより、対象とすることができます
※すでに本市の事業を用いて分析調査を行ったものは対象になりません

吹付け建材のうち、アスベスト含有のおそれがあるもの（吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトなど）

●申請に必要な書類 ※このほかに書類が必要となる場合があります

	必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
①	建築物石綿含有建材調査者派遣申請書【様式1】	
②	住民票（法人の場合は法人の登記事項証明書。法人格を有しない団体の場合は代表者の住民票）	発行から3か月以内のもの
③	納税証明書（指名願。法人格を有しない団体の場合は納税義務がない旨の申出書）	申請年度に発行したもの
④	建築物（区分所有建築物の場合は申請者の所有部分）の登記事項証明書	表題部、権利部が明示されている、発行から3か月以内のもの
⑤	検査済証の写し （本市又は指定確認検査機関の証明書も可）	
⑥	建築物の現況図面 （建築物の所在地、吹付け材の施工箇所を示すもの）	
⑦	建物の現況写真 （建物外観及び吹付け材の種類が判別できるもの）	
⑧	（区分所有建築物、貸家等の場合）申請者以外の合意がある旨の申出書	作成から6か月以内のもの

●手続きの流れ



申込期間中に、必要書類を添えて提出してください。

除去等工事①

●申し込みできる方

- 対象建築物を所有する者（団体にあつては代表者。区分所有建築物の専有部分の場合は区分所有者、共用部分の場合は管理組合）
- 市税を滞納していない者
- 暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者
※国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体は対象になりません

●対象建築物

- 吹付けアスベスト、吹付けロックウール（含有するアスベストの重量が当該建材の重量の0.1%を超えるもの）が施工されているもの
- 建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
※除去等工事に関し、他の補助を受けているものは対象になりません
※同一建物の補助申請は1回まで（区分所有建築物は専有部分と共有部分でそれぞれ申請可）

●対象工事

- 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除却（アスベスト対策部分に限る。）の計画の策定等を特定建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するもの
- 一般財団法人日本建築センター等が審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げる工法、一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に掲げる方法又は建設業労働災害防止協会が発行する「石綿粉じんのばく露防止マニュアル」に掲げる方法に従って施工するもの
※復旧費用は建築基準法の求める耐火性能を満たすための耐火被覆復旧費以外は対象になりません
※工事に着手（契約、各機関への届出等を含む）する前に申請・交付決定の手続きが必要です

●交付額

- 工事に要する費用の2/3以内（120万円限度）※消費税等相当額を除き、千円未満は切り捨て

●申請に必要な書類 ※このほかに書類が必要となる場合があります

	必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
①	補助金交付申請書【様式9】	
②	住民票（法人の場合は法人の登記事項証明書。法人格を有しない団体の場合は代表者の住民票）	発行から3か月以内のもの
③	納税証明書（指名願。法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書）	申請年度に発行したもの
④	建築物（区分所有建築物の場合は申請者の所有部分）の登記事項証明書	表題部、権利部が明示されている、発行から3か月以内のもの
⑤	検査済証の写し（本市又は指定確認検査機関の証明書も可）	
⑥	建築物の現況図面（建築物の所在地、除去等工事の施工箇所を示すもの）	
⑦	建築物の現況写真（建物外観及び吹付け材の種類が判別できるもの）	
⑧	分析機関が発行した分析調査報告書（建築物の所在地、建物名称、採取日、調査機関の名称、分析方法等が記載されたもの）の写し	
⑨	除去等工事の事業計画書（事業計画の策定等を行う者が特定建築物石綿含有建材調査者であることが判断できるもの）	
⑩	工事施工者からの見積書の写し	
⑪	（区分所有建築物、貸家等の場合）申請者以外の合意がある旨の申出書	作成から6か月以内のもの

除去等工事②

●完了報告に必要な書類 ※このほかに書類が必要となる場合があります

	必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
①	完了報告書【様式15】	
②	工事後の測定結果を証する書類	
③	施工状況がわかる施工写真	工事の経過がわかるもの
④	工事施工者と締結した工事契約書の写し	
⑤	工事に要した費用に係る工事施工者の領収書の写し	

●手続きの流れ

